

産業建設委員会記録

令和4年9月13日(火)
9時58分～11時12分
全員協議会室

【委員】川上委員長、田畑副委員長

沖田委員、串崎委員、上野委員、布施委員、牛尾委員

【委員外】肥後議員、大谷議員、小川議員、西田議員

【議長団】笹田議長

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、大屋商工労働課長、佐々木ふるさと寄附推進室長
官澤農林振興課長、永見水産振興課長、大驛観光交流課長

(都市建設部) 戸津川都市建設部長(事務取扱建設整備課長)、倉本維持管理課長
佐古建築住宅課長、皆尾災害復興室長

【事務局】大下書記

議題

1 陳情審査

(1) 陳情第52号 生湯4-1町地内における出水対策の陳情について 【賛成多数 採択】

(2) 陳情第59号 60億円で建てた「荷さばき所」をJF、漁協に適正家賃の検討をしてほしいという陳情について 【賛成多数 採択】

2 議案第54号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】

3 議案第57号 浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】

4 議案第58号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】

5 議案第59号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】

6 議案第60号 市道路線の認定について(井野190号線) 【全会一致 可決】

7 執行部報告事項

(1) 道の駅「ゆうひパーク浜田」の公設民営化に向けた方針について 【商工労働課】

(2) 浜田高校硬式野球部甲子園出場への応援に向けたふるさと納税型クラウドファンディングの実施結果について 【ふるさと寄附推進室】

(3) 漁業別水揚げについて 【水産振興課】

(4) 地域活性化起業人制度を活用した「食」を通じた魅力化向上業務の協定締結について 【観光交流課】

(5) 令和4年8月5日豪雨による被害状況について 【維持管理課】

(6) 雇用促進住宅民間譲渡の進捗状況について 【建築住宅課】

(7) 令和3年7月・8月豪雨災害復旧事業の進捗状況について 【災害復興室】

(8) その他

裏面あり

8 その他

- ・浜田市建設業協会からの依頼について（委員会に配布）

9 【取組課題】浜田市の現状と将来を見据えた一次産業の在り方について（委員間で協議）

【議事の経過】

[9時 58分 開議]

川上委員長

産業建設委員会を開催する。本日は出席委員7名で定足数に達している。レジュメに沿って進める。

1. 陳情審査

(1) 陳情第52号 生湯4-1町地内における出水対策の陳情について

川上委員長

これについては先般9月7日、当委員会の6名と都市建設部4名、環境課2名、事務局、陳情を出された地元の方3名、関連する方1名の計17名で現地を確認している。泥が出ている地主についても一生懸命対策を取っているがこういう状態なのだという話があった。執行部へ確認したいことがあるか。
(「なし」という声あり)

(2) 陳情第59号 60億円で建てた「荷さばき所」をJF、漁協に適正家賃の検討をしてほしいという陳情について

川上委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

それでは陳情2件の採決を行うが、採決前に自由討議を行うべき案件があるか。

(「なし」という声あり)

では採決に入る。なお「不採択」という言葉は聞き取りにくいので、陳情に賛成か反対かを発言し、理由を申し添えてほしい。また、継続審査を希望する際には最初に発言をお願いします。

○陳情第52号 生湯4-1町地内における出水対策の陳情について

川上委員長

まず、継続審査を希望される方は挙手をお願いします。

《 希望者挙手 》

では採決する。本陳情について、採択するものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数のため、本陳情は採択するものと決した。挙手されなかった委員から反対の意見を伺う。

牛尾委員

この件は原因者があるので、そこに責任があるという考え方からすれば、陳情の意味はよくわかるのだが反対せざるを得ない。

○陳情第59号 60億円で建てた「荷さばき所」をJF、漁協に適正家賃の検討をしてほしいという陳情について

川上委員長

まず、継続審査を希望される方は挙手をお願いします。

《 希望者挙手 》

挙手がないようなので採決に入る。本陳情について、採択する

ものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数のため、本陳情は採択するものと決する。反対の方はご意見をお願いします。

牛尾委員

浜田の港は国の港、特定第三種漁港の13港のうちの一つであり、順番に水産庁直轄で市場改修していく。それが高度衛生管理型である。市場を建てる本体がどこか、例えば境港は県が建てた。下関は下関市が建てた。浜田の場合は県が事業主体にならないということで、J Fか浜田市かになる。J Fの場合は1か所につき10億円くらいかかるということで、とてもではないができないとなり、最終的には浜田市が特定第三種漁港ということで受けざるを得なかった流れがある。したがって浜田市の負担金はわずかだった。

一方、国が食料安全保障のために、全国の特定第三種漁港を順番に整備することにおいて浜田市が最後である。そういう流れからすれば、そこで家賃を取るという考え方はなじまない。浜田漁港の整備には数百億円かかっているが、港を使うのに家賃を取るのか。もう一つは、この建築工事の議決のときに家賃を取るという案件は議決条件の中に入っていない。したがってこの陳情はなじまないということで反対した。

布施委員

先ほど牛尾委員も言われたので前段は申し上げないが、高度衛生管理型をつくるのに、有利な過疎債を使うのだが、浜田市の基幹産業である漁業に対して国が13漁港の中で一番遅れている高度衛生管理型をつくるということで、市もJ Fも相談されて、市が主体となってこの建物が建った。漁業においては漁獲量も漁獲高も年々減ってきている。その中で家賃を取ると休漁時期もあるしよい悪い時期も非常にある。そのときにJ Fが家賃を出すことによってさらに経営が悪化していくことも考えられるし、家賃を取るという契約もない。途中から家賃を取るのはいかがなものかということで反対である。

川上委員長

反対意見を聞いた。陳情については2件とも採択するという形で進めていく。

2. 議案第54号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

3. 議案第57号 浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

4. 議案第58号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

5. 議案第59号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

6. 議案第60号 市道路線の認定について（井野190号線）

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

7. 執行部報告事項

(1) 道の駅「ゆうひパーク浜田」の公設民営化に向けた方針について

川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

商工労働課長

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

牛尾委員

金額はいつごろ委員会に明示されるのか。

商工労働課長

今は交渉中であり、早々にゆうひパーク浜田と詰めたい。タイミングとしては11月くらいかと思う。

沖田委員

普通財産の無償貸付けとなっている。これは今回に限ったことなのか、それともこの施設自体が未来永劫無償貸付けの施設になるのか。

商工労働課長

今回、国の制度改正のきっかけとなったのが愛媛県今治市が無償財産の貸付けで民間事業者にできるだけ自由な発想で道の駅を運営させていきたいという思いが国に通じ、こういった制度改正になった。それも参考にさせていただき、無償貸付けも考えているし、当面2、3年、現状のまま施設を貸し付ける予定で考えているので、今のゆうひパーク浜田の赤字体質の転換等も見据え、市としても買い取る以上は公益性のある施設だということで、そういうことを市として進める姿勢も踏まえて無償財産貸付けとして当面は考えていきたい。ただ、進める中で必要な状況に応じて、有償も検討していきたい。

川上委員長

未来永劫ではなく将来的には考えるということか。

沖田委員 商工労働課長 川上委員長	これから経営計画を立てて、経営改善を図っていく。それによって収支が上向いてくればそれに応じてまた考えるということか。 当然借入金等もあり、どれだけの取得価格になるかで残りがどれくらいになるかといったことも踏まえて今後考えられるとは思いますが、なかなか2、3年で有償にできるほど経営改善されるかどうかはわからない。十分その辺で取れるという話にでもなれば、そういうことも考えられると思うが、2、3年は無償貸付になるだろう。 ほかに。 (「なし」という声あり)
-------------------------------------	--

(2) 浜田高校硬式野球部甲子園出場への応援に向けたふるさと納税型クラウドファンディングの実施結果について

川上委員長 ふるさと寄附推進室長 川上委員長	執行部から補足説明はあるか。 速報値として資料を作成し提出している。この資料のとおり金額が確定しているので、報告させていただく。 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
----------------------------------	--

(3) 漁業別水揚げについて

川上委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり) 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
-------	---

(4) 地域活性化起業人制度を活用した「食」を通じた魅力化向上業務の協定締結について

川上委員長 観光交流課長 川上委員長	執行部から補足説明はあるか。 8月18日に地域活性化企業人の方が、株式会社ぐるなびから来られた。まずは本庁の産業経済部各課、各支所産業建設課の、食にまつわるいろいろな取り組みを説明し、各地の事業につないでいる状況である。 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
----------------------------------	--

(5) 令和4年8月5日豪雨による被害状況について

川上委員長 維持管理課長	執行部から補足説明はあるか。 資料の下に注意書きとして二つ書いている。今回の被害に対するの査定対応のため測量設計委託料として別途700万円が必要。それと令和3年の災害の中で地滑り兆候がある箇所があったので、そこは関係機関で協議しており、今年度地滑り災害として査定提案することになっている。そのため地滑り災害の測量設計委託料につ
-----------------	--

いても別途2,447万円必要となっている。これらを加えて今回補正提案させてもらっている。ただ、この地滑り災害については現在工法検討中であり、これが決定して工事費が出てきたら、これについてはまた改めて補正をお願いしたい。

川上委員長
串崎委員
災害復興室長

委員から質疑はあるか。

2,400万円とかなり大きい金額である。どのくらいの件数か。

地滑り災害については1件である。場所が旭町の和田。和田郵便局から南側へ150メートル程度離れた場所である。

川上委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(6) 雇用促進住宅民間譲渡の進捗状況について

川上委員長
建築住宅課長

執行部から補足説明はあるか。

譲渡については当初から識見者等の意見を取り入れるべく検討委員会を立ち上げ、議論を重ねてきた。識見者3名、入居者代表者とで合計7名で構成している。これまでの検討状況だが、検討委員会は7月から今までで合計4回開催し、譲渡条件を取りまとめた。譲渡条件は大きく四つある。譲渡後10年は家賃を据え置き、同じく10年は転売禁止。4団地一括譲渡、一定以上の管理実績があるものに管理をしてもらう、というものである。附帯意見は譲渡条件には入れないが、委員会の中での議論を踏まえて市に配慮してほしいということでえ取り入れた内容となっている。

今後はこの四つの条件を骨子として詳細な条件を整理して、来年6月くらいには譲渡先を決定して仮契約をしたい。9月定例会議に本契約と条例廃止等を上程し、順次引き継ぎを行い、令和6年4月には民営化を図りたい。

川上委員長
布施委員

委員から質疑はあるか。

民営化になることによって今の入居率を確保した上で民間譲渡までいくのか。民間も入居率が下がり家賃が下がってきている。空き室よりは埋めたいから。入居者の意向は捉えているか。

建築住宅課長

住宅によっては入居率が低い。譲渡までは引き続き入居募集はする方向で話をさせてもらっている。入居率が下がっていくという細かい検証まではしていないが、新しいオーナーになられたら利回りは事業者として追及していかれると思うので、入居率を上げる何らかの努力はされるものと我々は思っている。

布施委員

民間も入居する際は敷金として2か月分くらいいただき、その方が途中で出る場合はそのお金を改修費に充てているところもある。そういうきめ細かい話ができてきているのか。

建築住宅課長

細かい条件は譲渡先が決まってからすり合わせはしっかりさせていただく。現在入っている方の条件と新たに入る方の条件はすり合わせさせてもらった上で、入居者の方には方針の説明会なりを設けて理解していただく計画である。

田畑副委員長
川上委員長

進行を交代する。
譲渡の方針だが、どのような形でプロポーザルにするのか。方針が決まっているだろうか。

建築住宅課長

基本的には入札の形で公募させてもらう方針である。これは平成28、29で厚労省が10万戸ほど売却している実績があるが、そのときの方式として入札だったことと、細かな条件も実績を勉強させてもらいながら決めていきたい。

川上委員長
牛尾委員

進行を交代する。
4団地一括譲渡、一定以上の管理実績のある者となると、浜田市だけでは対応できない場合、全国公募をかけてよりふさわしいものを入札条件でつけていく流れになるのか。

建築住宅課長

今入っておられる方もそうなのだが、要は安心して暮らせるということが一番大事だと思っているので、4団地という規模感是我々も経験がないが、基本的には一定以上の実績がある方。この実績というのは細かく調整するが、市内のみという考えはない。

牛尾委員

四つあるので見方によれば一部は買ってよいという話はよく聞く。そこへ住んでおられる人の条件等を考えると、一定規模以上の企業でないと無理なのだろうと素人考えで思う。その辺は市の住宅を民間譲渡するに当たっては、住んでおられる方の意思を最優先してもらい、民間譲渡で不評になるようなことが絶対ないよう、入札に当たっては十分留意していただきたい。

沖田委員

以前4団地から管理者が短期間に変わった時期がある。その際、都度手続きが非常に大変だという内容の要望書が出されたと思う。今回こういった形でまた管理者が変わるが、譲渡に当たってきちんと反映されるのか、そういう考えがあるか。

建築住宅課長

今説明したとおりだが、検討委員会の中で大きく四つ条件を。そこから掘り下げた細かい条件は設定して、それに対して説明会なりを設けて住民に細かく説明しようと思う。その反応も見ながら最終的に取りまとめた。

川上委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(7) 令和3年7月・8月豪雨災害復旧事業の進捗状況について

川上委員長
災害復興室長

執行部から補足説明はあるか。
前回の報告において土木災害、農林災害の合計災害件数を172件と報告していたが、その後浜田地域の農地において復旧工事を取り下げたいとの申し入れがあった。その理由は、農地所有者が体調を崩し耕作を続けられなくなったためである。今後は所有者の息子が耕作を続けられるが、息子は建設機械を操作できるので自前で田を復旧して耕作を続けたいとのことだった。そのため合計災害件数が1件減り、171件となっている。

なお全体の進捗状況は、災害件数171件のうち、157件が契約済

川上委員長

みで、発注率は約91%、工事完了件数は54件で進捗率は約31%となり、年度内におおむねの工事を完了させる予定である。

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(8) その他

川上委員長
建築住宅課長

執行部から何かあるか。

資料はない。このたび建築住宅課の業務に伴う案件に対し、予備費を充用したことを報告する。概要は、建築住宅課が所管する住宅の入居者から、本人の都合と解釈しているのだが、今住んでいる住戸への設備機器の追加設置を要求され、お断りしていたのだが民事調停が申し立てられたので、弁護士に代理人を依頼するために着手金を支出させていただいた。このことは一応予算決算委員会でも報告する予定となっている。

川上委員長
牛尾委員

このことについて質疑はあるか。

調停の中身が全然見えてこないのに充用したという話はぴんぴんとこない。話せる範囲で話してほしい。

建築住宅課長

経緯だが、この方は今年4月から入居されており、住戸の外部に今は利用を止めている共用の電気コンセント、これは当時、浄化槽の要はブロー用で、その電気を供給するためのコンセントがあった。今は下水に切りかわっているためとりあえずは使えないようにはしていた。本来なら撤去すべきだったのだが残っていた。それを使わせてほしいと言われた。しかし共用電気なので本人の回路に入っていない部分なのでそれなりに改修に伴うため。本人には一応説明させてもらったのだが、納得されなかった。うちも誤解を与えたところはあるので、住戸から分けて外部コンセントを設置するところまでの話はさせてもらったのだが、1個では足りないから共用部分も使わせてほしいと言われ、既存のコンセントは古くて危ないので撤去してほしいことと、多ければ多いほど管理に伴うので流石に1個だけにしてほしいということ、また、あくまでもこれは本人の都合だとうちとしては感じているし、これを認めると、これにとどまらない話にもなってくるのではと。相手方がこういう事柄に対して調停を起こされるような方なので、我々からしたら難しいかと感じている。まだ解決に至っていないので、相手方がどう行動されるかわからないが、適切には対応しようとは思っている。

牛尾委員

共同住宅の場合は契約時に、詳細にそういうことは書き込んであるのでは。そこに書き込んでないものはだめだとなるので、その契約は優先するように思うのだが、そうではないのか。

建築住宅課長

事細かくは書いてない。基本的には常設の状態、現場にある状況のままで、それを理解して使用されるものが基本だと思っている。繰り返すが、本人が主張されるのは本人の都合のものだと

牛尾委員

我々は取らざるを得ないので、それ以上の整備は市としてはできない。

訴訟になるのだろうが、最後に負けて設置までしなければならなくなったら悲惨なので、その辺は十分勝ち目のあるようにしてほしい。

川上委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

それでは執行部からの報告事項7件について、9月29日の全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

商工労働課長

(1)、(6)の2点を説明させていただきたい。

川上委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにお願いします。

8. その他

・浜田市建設業協会からの依頼について（委員会に配布）

川上委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

布施委員

インペックスの採算ベースに合わないということで、第2回目の試掘は終了するという新聞発表があった。産業建設委員会も委員会視察で新潟のプラントへ行く予定だったが、コロナ禍で断念した。120キロ沖の基地、今後その周辺も可能性があるから完全撤退ではないという話があったと思う。基地のあり方は浜田市といろいろな面で、撤去するにしても鉄管がかなりあってそれを処理しなければならないということも聞いている。それに対し浜田市に相談、また120キロ沖の基地はどうするのかといった話はあったか。

産業経済部長

インペックスの件は終了したとのことで市に対して終了報告があった。議員へも資料等を流したとおり、今回の地点、浜田沖約130キロ、深さは海面から3440メートル掘ったそうだが、この部分には商業生産に至る量にはならなかったとのことで、非常に残念な結果だった。今後、今回調査した資料と前回の調査資料を総合的に分析され、半年ないし1年後に、今回の総事業費は約330億円になっている。これについては今回だけの調査ではなく、さらに調査できるような予算をもう組んでおられる。今回は至らなかったがいろいろ調査する中で、ガス等を埋蔵するこの海域のポテンシャルの高さは確認できたとのことなので、半年ないし1年間分析された後に再度調査するかも含めて協議されるとのことである。当該地域における調査を継続していくということなので、再度試掘するとなれば今回の調査地点ではなく、さらにもっと深い地点をされるもっと韓国よりを採掘する可能性を言っておられた。

布施委員

基地はそのまま、事務所がある。試掘の際には外国人もおられて何十人も浜田市内で寝泊まりされ、市内で飲食され、非常に売りに貢献されたのだが、田町の事務所はそのままか。

産業経済部長

田町事務所は9月末をもって閉鎖される。もし新たに試掘されるとなれば、また新たに事務所を開設することになると思う。インペックスの山陰沖開発という子会社が今回の事業をしたのだが、山陰沖開発という会社自体はずっと残しておくとのことである。

布施委員

浜田市内業者も弁当を入れたり、基地は残したといえども処理の、いらなくなったものを処分してくれといった依頼があったとも聞いている。大きな経済効果になる可能性もまだまだあるので、浜田市で常に山陰インペックスの会社がある以上は密に連絡を取って繋いでいただきたい。

もう一つ。国立劇場の石見神楽講演が終わった後に9月初めだったと思うが、関西で相撲と神楽が行われたと聞いている。これはあまり報道されなかったのだが、2025年の関西万博に向けてのアクションだと思っている。どういう形態で相撲と神楽という名目でやられたのか。

観光交流課長

これについては大阪の会社から、文化庁の補助金を使ってそういう上演をやってみたいということで、上演者を紹介してほしい、できれば国立劇場でやった団体をとという要請があったので紹介した。たまたまその企画は、主催者は東京の相撲雑誌の企業らしいが、大阪の請負業者と連携して企画された。

布施委員

単独社中が行ったのか、神楽社中協議会が行かれたのか。2025年の関西万博については、前回の大阪万博のときに新しい大蛇の8頭立てを初めて披露して、それが浜田の郷土芸能として今に至っていると認知されたと思う。PRできないにしてもそういった情報がもしあるなら言っただけならば。有料かどうかわからないが、コロナ禍で、国立劇場の神楽も2年も延期した。関西におられる方が浜田の神楽を見る機会がなかったと言われて、関西の方から情報をもらって今日の質問になった。そういうことも告知していただきたい。

観光交流課長

今回そういう声をいただいて、そういった経緯で向こうのほうからできれば国立劇場で上演した協議会にという声もいただいたので、今回はたまたま協議会が受けた。並行して大阪万博については別途いろいろな取り組み、仕掛け、動きをしているので、またその辺を整理しながら議員に報告したい。できればそこに至っては浜田全域の石見神楽として何かできないかと考えていきたい。

布施委員

東京国立劇場の上演で、50頭立てで。私も応援に行った。50頭の大蛇の目が光る光景は見慣れている私でも圧巻だった。東京の方にはそのようにPRされたからよいが、地元の神楽大会はまだできてないが、東京公演の縮小版のような計画などは、元気にするために石見神楽社中の次のステップとしてそのような企画は聞

観光交流課長

いてないか。

今年度、協議会としては今年度の大会は当面やらない方向だとは聞いているが、今後の取り組みはまた検討されるかと思う。国立劇場の実行委員会の精算もまだできてないので、今すぐには考えてないが、私どもとしては石見神楽全体での取り組みに今後していければと考えていきたい。

牛尾委員

国立劇場の成功をどのように地元の活性化に結びつけていくのか。新年度あたりでその政策について示されるべきだと思う。ただやっただけではどうにもならないので。それについて今日は答えは聞かないが、ぜひ東京での成功を地元活性化に結びつけるのか、新年度の新しい政策が出ると思っているので期待しておく。

観光交流課長

次年度についてはまたの提案になるかと思うが、東京、また今後大阪など、それらはあくまでも石見神楽の認知度向上ということで、最終目標は浜田に来ていただくことだと思っているので、そういうニュアンスでいろいろな施策に取り組んでいきたい。

川上委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

・浜田市建設業協会からの依頼について（委員会に配布）

私から1件お知らせする。8月29日に浜田市建設協会から産業建設委員会へ依頼書の提出があった。執行部に対しても同様の依頼をされており、副市長が受けている。文書はタブレットに配信しているので確認をお願いします。実はこれ6月には意見交換され、私が8月に提出した。今日までの間にいろいろ動きがあったかと思うのでお聞きしたい。

依頼は3点ある。不調不落防止の観点から島根県と同じように予定価格を公表していただきたいというのが1点。2点目が、建築工事における入札時積算数量書の活用について。3番目が週休二日制の工事の導入について。この三つが現時点でどのようになっているか聞きたい。

都市建設部長

浜田市の建設業協会から要望をいただいている。これは6月13日に毎年1回意見交換会を行っており、このときには大きく11点にわたり要望をいただき、その要望への回答をその場でさせていただいている。その後8月31日に改めて副市長に3点にわたって要望をいただき、その場で回答をしている。

まず1点目の予定価格の事前公表。この場には総務部の入札担当も入っているので一緒に対応しているのだが、事前公表の要望をいただいた。内容は結構大きいので、その場では前向きに検討すると回答しているが、改めて市長に対して、また地域も浜田市の建設協会五つあるので、歩調を合わせて市長に要望に来られ、予定価格の公表については改めて市長から正式に回答させていただきたいと。ただ内部的には前向きに公表する方向で検討していこ

うと回答している。

建築工事の入札時積算数量活用方式については、令和5年度から実施していこうと回答している。

週休二日制工事の導入について。これは県においてすでに施行されているし、国は令和6年度から行うよう準備を進めている。浜田市においても令和6年度からはもちろんやっていきたい。5年度には試行できないかとのことだが、これは予算等の絡みがあるのですぐにというわけにはならないが、試行的にできるものはやっていきたい。

川上委員長
都市建設部長

週休二日制の導入は施行するとどの程度の予算が増えるのか。

経費的に予算が上がると思っている。2%から5%の事業費が増えると試算している。できるだけ5年度の予算にそれが盛り込まれて、少しでも準備したい。

川上委員長

やはり6年度から即スタートは難しいと思うので、できるだけ5年度に試行を何度かしていただき、問題点等をしっかり捉えた上でやっていただくようお願いする。

執行部はここで退席されて構わない。5分間休憩とする。

《 執行部退席 》

[10時 59分 休憩]

[11時 06分 再開]

川上委員長

委員会を再開する。これから議案の審査に入る。採決前に自由討議が必要と思われる議案があるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これより執行部提出の議案5件について採決を行う。

○議案第54号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第57号 浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第58号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第59号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第60号 市道路線の認定について(井野190号線)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。以上で産業建設委員会に付託された議案の審査は終了する。委員長報告は正副委員長に一任いただきてよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では9月29日の表決までに作成し、タブレットに入れておくのでご確認をお願いします。

陳情について、当委員会で採択した陳情の中で所管事務調査を行うなど今後の執行部の対応を注意していきたいものがあれば申し出ていただきたい。

(「なし」という声あり)

9. 【取組課題】 浜田市の現状と将来を見据えた一次産業の在り方について

川上委員長

8月23日に農業関係者と意見交換会を行い、皆から提出された課題についてまとめたので見てほしい。この中で注意すべきもの、または重大なもの等々について、お気づきの点があればお願いします。

布施委員

皆の意見を見て、あのとこの意見交換では農業を続ける上で一番の問題は畦畔の草刈り作業で、スマート農業を取り入れて自動草刈りが機能するよう補助してほしいということがあったと思うが、大体皆、言葉は違えどそのようなことを書いておられるので、その部分はしっかり訴えていくべきでは。

川上委員長

スマート農業が取り入れられる状況が求められているという部分が一つと、圃場整備の必要性も言われていた。最終的に後援体制については農協、農林業支援センターの働きについてももう一度しっかりさせていただくようお願いしたい。この辺を訴えていく必要があるかと思うが、よろしければこの内容から私に任せさせていただきたいがどうだろうか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにする。また後日皆に、まとめた結果をごらんいただく。

最後になるが、陳情の表決結果は必ず本日中にタブレットへ入力してほしい。議案の賛否については最終日で構わない。賛否及び反対意見は、そのまま陳情者に通知する。ホームページにも掲載するため、簡潔及び丁寧に記載していただくようお願いする。

以上で産業建設委員会を終了する。

[11時 12分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 川上 幾雄